

問 2 - 1 7 優先権証明書類等の援用（四法共通）

一の出願を基礎出願として、パリ条約による優先権主張を伴う出願を 2 件出願する際に優先権証明書類等は 2 通必要ですか。証明書の援用はできないのですか。

答： 他の事件について提出した証明書であってその内容が同一の場合は、その旨を申し出れば当該証明書を援用することができます（特施規 10 条 2 項）。

記載例（証明書を援用する優先権証明書提出書）

【提出物件の目録】

【物件名】 優先権証明書 1

【援用の表示】 特願○○○○-○○○○○○